

「合理的配慮」の観点の見直しについて

(見直し後)

<「合理的配慮」の観点(1) 教育内容・方法>

<(1) - 1 教育内容>

(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

(1) - 1 - 2 学習内容の変更・調整

<(1) - 2 教育方法>

(1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

(1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保

(1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮

<「合理的配慮」の観点(2) 支援体制>

(2) - 1 専門性のある指導体制の整備

(2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解推進を図るための配慮

(2) - 3 災害時等の支援体制の整備

<「合理的配慮」の観点(3) 施設・設備>

(3) - 1 校内環境のバリアフリー化

(3) - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(参考) これまでの項目との比較

<「合理的配慮」の観点(1) 教育内容・方法>

<(1)-1 教育内容>

(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

~~(1)-1-2 指導目標の設定 →(1)-1-2~~

(1)-1-2-3 学習内容の変更・調整

<(1)-2 教育方法情報保障>

~~(1)-2-1 感覚と体験を総合的に活用した概念形成への配慮 →(1)-2-2~~

~~(1)-2-2 情報保障の配慮 →(1)-2-1~~

~~(1)-2-3 認知の特性や身体の動き等に応じた教材の配慮 →(1)-2-1~~

~~(1)-2-4 ICTや補助用具等の活用 →(1)-2-1~~

~~(1)-2-5 学習機会や体験の意図的な確保 →(1)-2-2~~

(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

(1)-2-2 学習機会や体験の確保

(1)-2-3 心理面・健康面の配慮

~~<(1)-3 心理面等での配慮>~~

~~(1)-3-1 他の子どもと比べ時間を要することへの配慮 →(1)-2-2~~

(1)-3-2 実施が困難な活動への補助や指導上の配慮 →(1)-2-2

~~(1)-3-3 予測できる学習活動の実施など学習に見通しが持てる配慮
→(1)-2-3~~

~~(1)-3-4 人間関係の構築への配慮 →(1)-2-3~~

~~(1)-3-5 心理状態・健康状態への配慮 →(1)-2-3~~

~~(1)-3-6 自立と社会参加に必要な指導内容の設定 →(1)-1-2~~

~~(1)-3-7 共生の理念の涵養 →(2)-2~~

<「合理的配慮」の観点(2) 支援体制>

(2)-1 専門性のある指導体制の整備

~~(2)-2 医療的ケアを行うための体制整備 →(2)-1~~

~~(2)-3 心理的負担を軽減できる学校・学級における配慮 →(1)-2-3~~

(2)-2-4 障害に対する幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解推進を図るための配慮

~~(2)-5 他の学校からの支援体制の整備 →(2)-1~~

~~(2)-6 関係機関や外部専門家等との連携 →(2)-1~~

(2)-3-7 災害緊急時等の支援体制の整備

<「合理的配慮」の観点(3) 施設・設備>

(3)-1 校内環境のバリアフリー化

(3)-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮